

さ情審査答申第308号
令和7年10月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和7年3月25日付けで貴職から受けた、「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関との送付や、受理した個人情報に関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）（以下「本件対象保有個人情報」という。）」の不訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和6年11月15日付け南健支第4364号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第91条第1項に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

条例の適用を誤っている為

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

令和6年10月18日付けで、審査請求人より「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関との送付や、受理した個人情報に関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）」について、保有個人情報訂正請求書が提出された。

実施機関では、本人からの聞き取りを行ったうえで、訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「市町村審査会資料のうち認定調査票及び概況調査票」、「自立支援給付事務に係る資料のうち特定事業所が作成した資料」の文書を特定した。特定した文書の詳細は、弁明書に添付した別紙に示すとおりである。

市町村審査会資料のうち認定調査票及び概況調査票については、認定調査員が認定調査を行い、請求者の発言内容をもとに作成したものであり、請求者が当該内容を発言しなかった事実が確認できないため、不訂正決定を行った。

自立支援給付事務に係る資料のうち特定事業所が作成した資料については、本市が作成した資料ではないことから、訂正を行うことができないため、不訂正決定を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「条例の適用を誤っている為、処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求める。」と主張している。

実施機関では、上記1で述べたとおり、訂正請求に係る保有個人情報の名称又は内容として、「市町村審査会資料のうち認定調査票及び概況調査票」、「自立支援給付事務に係る資料のうち特定事業所が作成した資料」の文書を特定した。特定した文書について、上記1で述べたとおり、訂正請求に理由があると認められないことから、保有個人情報不訂正決定を行った。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が令和6年10月18日に訂正請求を行った「2023年からの作成した福祉全般と一連関連した機関との送付や、受理した個人情報に関する全資料及び全データ（非開示全資料全データ含む）」である。

実施機関は、不訂正決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

2 本件処分の当否について

本件審査請求は、実施機関が令和6年9月25日付け南健支第3209

号で行った保有個人情報一部開示決定に係る対象文書について、審査請求人が訂正請求を求めた結果、実施機関が令和6年11月15日付け南健支第4364号で行った保有個人情報不訂正決定に対し、対象文書の全部を訂正するよう求めるものである。

実施機関は、審査請求人から聞き取りを行ったうえ、対象文書として「市町村審査会資料のうち認定調査票及び概況調査票」、「自立支援給付事務に係る資料のうち特定事業所が作成した資料」を特定した。

「市町村審査会資料のうち認定調査票及び概況調査票」については、認定調査員が認定調査を行い、審査請求人の発言内容をもとに作成したものであり、審査請求人が当該内容を発言しなかった事実が確認できないため、不訂正決定を行ったとの実施機関の主張に不合理、不自然な点はない。

「自立支援給付事務に係る資料のうち特定事業所が作成した資料」については、さいたま市が作成した資料ではないことから、訂正を行うことができないため、不訂正決定を行ったとの実施機関の主張に不合理な点はない。

従って、当該文書について不利用停止決定を行った本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 7年 3月25日	諮問の受理（諮問第622号）
②	令和 7年 5月15日	審議
③	令和 7年 6月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 7年 9月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上 純一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴田 雅幸	行政経験者
委員	中澤 和美	弁護士
委員	水口 匠	弁護士
委員	龍由 紀子	弁護士

(五十音順)